

第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A－1 次の記述は、用語の定義を述べたものである。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「電波」とは、 A 以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ③ 「無線電話」とは、電波を利用して、 B を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ④ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電气的設備をいう。
- ⑤ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- ⑥ 「無線従事者」とは、 C を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C
1	300万メガヘルツ	音声	無線設備の操作の監督及びその保守
2	500万メガヘルツ	音声その他の音響	無線設備の操作の監督及びその保守
3	300万メガヘルツ	音声その他の音響	無線設備の操作又はその監督
4	500万メガヘルツ	音声	無線設備の操作又はその監督

A－2 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
J 3 E	A	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
G 1 B	角度変調で位相変調	B	電信（自動受信を目的とするもの）
A 2 D	振幅変調で両側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	C
P 0 N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報

A	B	C
1 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2 振幅変調で低減搬送波による単側波帯	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3 振幅変調で低減搬送波による単側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	ファクシミリ
4 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	ファクシミリ

A－3 無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人等(注)は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
注 免許人又は登録人をいう。以下4において同じ。
- 2 電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 3 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- 4 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から3箇月以内に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

A－4 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A－5 次の記述は、船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の A に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、 B 、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①のただし書により入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合は、次の(1)から(4)までに掲げるとおりとする。
(1) 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合
(2) 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
(3) C の電波により通信を行う場合
(4) その他別に告示する場合

A	B	C
1 航行中及び航行の準備中	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	4 7 0 M H z を超える周波数
2 航行中	遭難通信	4 7 0 M H z を超える周波数
3 航行中	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	2 6 . 1 7 5 M H z を超え 4 7 0 M H z 以下の周波数
4 航行中及び航行の準備中	遭難通信	2 6 . 1 7 5 M H z を超え 4 7 0 M H z 以下の周波数

A－6 次の記述は、船舶局の遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。電波法施行規則（第38条の4）及び無線局運用規則（第8条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の遭難自動通報設備においては、 A 、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- ② 遭難自動通報設備を備える船舶局の免許人は、①により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、 B なければならない。

A	B
1 その船舶の航行中毎月1回以上	これを総務大臣に届け出
2 1年以内の期間ごとに	これを総務大臣に届け出
3 その船舶の航行中毎月1回以上	当該試験をした日から2年間、これを保存し
4 1年以内の期間ごとに	当該試験をした日から2年間、これを保存し

A－7 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F2B電波156.525MHzの指定を受けているものは A 、その周波数で聴守をしなければならない。(注)

注 船舶局にあつては、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であつて、聴守することができないとき及び海岸局については、現に通信を行っている場合は、この限りでない。以下同じ。

- ② 船舶局であつて電波法第33条（義務船舶局等の無線設備の機器）の規定により B を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。
- ③ 海岸局であつてF3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、 C 、その周波数で聴守をしなければならない。

A	B	C
1 常時	デジタル選択呼出専用受信機	できる限り常時
2 常時	ナブテックス受信機	その運用義務時間中
3 できる限り常時	デジタル選択呼出専用受信機	その運用義務時間中
4 できる限り常時	ナブテックス受信機	できる限り常時

A－8 無線電話通信における遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る通報の送信速度に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第16条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 受信者が筆記できる程度の送信速度でなければならない。
- 2 緊急の度合いに応じ、できる限り速い送信速度でなければならない。
- 3 正確に受信できるようできる限り遅い送信速度でなければならない。
- 4 原則として、1分間について50字を超えない送信速度でなければならない。

A－9 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における電波を発射する前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第18条及び第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 **A** に調整し、自局の発射しようとする **B** によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、 **C** でなければ呼出しをしてはならない。

A	B	C
1 受信機を最良の感度	電波の周波数その他必要と認める周波数	その通信が終了した後
2 送信機を最良の動作状態	電波の周波数その他必要と認める周波数	少なくとも10分間経過した後
3 送信機を最良の動作状態	電波の周波数	その通信が終了した後
4 受信機を最良の感度	電波の周波数	少なくとも10分間経過した後

A－10 海上移動業務の無線局におけるデジタル選択呼出通信（注）に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信に係るものを除く。

- 1 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては5分以内に応答するものとする。
- 2 応答の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、応答の際に送信する事項の「通報の周波数等」にその電波の周波数等では通報を受信することができない旨を明示するものとする。
- 3 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔をおいて2回送信することができる。
- 4 応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
- (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号 (5) 通報の型式
- (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号

A－11 安全通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 安全通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 安全通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 3 安全通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合に安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 4 安全通信とは、船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。

A－12 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができることに関する次の事項のうち、電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の高調波の強度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A－13 遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 2 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 3 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報又は捜索救助用位置指示送信装置の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知するとともに、海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 4 海岸局は、遭難呼出しを受信し、これを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A－14 次の記述は、無線局の免許人が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法（第103条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して A 以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して A 以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間（注3）について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める金額（注4）を国に納めなければならない。

注1 その無線局の免許の日に相当する日（相当する日がない場合は、その翌日）をいう。
2 その無線局の免許の日又は応当日をいう。
3 無線局の免許の日が2月29日である場合においてその期間がうるう年の前年の3月1日から始まるときは翌年の2月28日までの期間とし、起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合はその期間とする。
4 起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合には、その額にその期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額とする。

② 免許人（包括免許人を除く。）は、①により電波利用料を納めるときには、 B することができる。
③ 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によって、期限を指定して督促しなければならない。

A	B
1 6月	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
2 30日	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
3 30日	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
4 6月	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納

B－1 次に掲げる場合のうち、電波法第18条の規定に照らし、免許人が変更検査（注）を受け、これに合格した後でなければ、その変更に係る部分を運用してはならないときに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

注 電波法第18条に定める総務大臣の行う検査をいう。

- ア 総務大臣の許可を受けて船舶局の通信の相手方又は通信事項を変更したとき。
- イ 無線設備の変更の工事について総務大臣の許可を受け、その変更の工事を行ったとき（総務省令で定める場合を除く。）。
- ウ 識別信号の指定の変更を申請し、総務大臣からその指定の変更を受けたとき。
- エ 無線設備の設置場所の変更について総務大臣の許可を受け、その変更を行ったとき（総務省令で定める場合を除く。）。
- オ 船舶局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があり、その免許人の地位を承継し、その旨を総務大臣に届け出たとき。

B－2 次の記述は、第四級海上無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）の範囲について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

第四級海上無線通信士の資格の無線従事者は、次の(1)から(3)までに掲げる無線設備の操作（ ア 及び国際通信のための通信操作並びに多重無線設備の技術操作を除く。）を行うことができる。

- (1) 船舶に施設する空中線電力 イ 以下の無線設備（ ウ レーダーを除く。）
- (2) 海岸局及び船舶のための無線航行局の空中線電力 エ の無線設備（レーダーを除く。）
- (3) 海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの オ

- 1 モールス符号による通信操作 2 無線電信の通信操作 3 500ワット
- 4 250ワット 5 航空局の無線設備及び
- 6 船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備並びに
- 7 125ワット以下 8 75ワット以下 9 外部の調整部分
- 10 外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの

B－3 海上移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第18条、第20条、第22条、第23条、第26条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 応答は、「(1) 相手局の呼出名称 1回 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 1回」を順次送信して行うものとする。
- イ 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- ウ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- エ 呼出しは、「(1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下」を順次送信して行うものとする。
- オ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して直ちに応答しなければならない。

B－4 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① ア 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz及び16,804.5kHzの周波数の電波の使用は、 イ を使用して ウ を行う場合に限る。
- ② 156.8MHzの周波数の電波の使用は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限る。
- (1) 遭難通信、緊急通信（注）又は安全呼出しを行う場合
- 注 医事通報に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。
- (2) 呼出し又は応答を行う場合
- (3) エ を送信する場合
- ③ 156.8MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、 オ 以上にわたってはならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

- | | | |
|----------------------|--------------|---------------------------------|
| 1 2,182kHz | 2 2,187.5kHz | 3 デジタル選択呼出装置 |
| 4 無線電話 | 5 遭難通信 | 6 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |
| 7 船舶の航行の安全に関し急を要する通報 | 8 準備信号 | 9 3分 10 1分 |

B－5 船舶局が安全通信を受信した場合に関する次の事項のうち、無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信しなければならない。
- イ 直ちに付近を航行中の船舶の船舶局に対して安全通報を送信しなければならない。
- ウ 必要に応じて安全通信の要旨をその船舶の責任者に通知しなければならない。
- エ 遅滞なく、その安全通信を受信した旨を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- オ 直ちに安全通報の受信証を送信しなければならない。

B－6 船舶局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- イ 無線業務日誌には、機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容を記載しなければならない。
- ウ 検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載しなければならない。
- エ 無線業務日誌には、電波法第65条（聴守義務）の規定による聴守周波数を記載しなければならない。
- オ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載しなければならない。